

西宮中央運動公園及び
中央体育館・陸上競技場等再整備
基本計画（素案）

平成30年（2018年）6月
兵庫県西宮市

目 次

1 事業実施の背景	1
1.1 事業実施の背景	1
1.2 基本計画（素案）策定までの経緯	1
 2 計画条件の整理	2
2.1 現況整理	2
2.1.1 位置・概況	2
2.1.2 都市計画及び都市公園の現況	3
2.1.3 既存施設の状況	4
2.1.4 現在の課題と解決のための方向性	5
2.2 上位計画の整理	7
2.3 その他関連計画の位置付け	8
 3 基本方針	9
3.1 基本的な考え方	9
3.2 整備基本方針	9
 4 施設計画	11
4.1 施設構成の概要	11
4.2 施設計画	14
4.2.1 公園ゾーニング計画	14
4.2.2 個別施設計画	15
4.2.3 周辺交通対策	23
4.2.4 民間収益施設の想定	23
4.3 地域防災拠点	24
4.4 施設整備に必要な都市計画等の手続き	25
4.4.1 都市計画公園の区域変更	25
4.4.2 用途規制の変更	25
4.4.3 西宮市都市公園条例における建蔽率の緩和	25
 5 管理・運営計画	26
 6 事業スケジュール（案）	27
 7 概算事業費	28
7.1 概算総事業費の整理	28
7.2 事業費の償還	29

1 事業実施の背景

1.1 事業実施の背景

西宮中央運動公園は、南部市街地における貴重な緑の空間であるとともに、隣接する中央体育館とあわせて、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっているが、近年、中央体育館（昭和40年竣工）や陸上競技場（昭和32年竣工）などの老朽化が進行しており、各種施設の早急な更新が喫緊の課題となっている。

また、西宮中央運動公園は、市南部地域の地域防災拠点として位置付けられ、中央体育館は、指定避難所となっているため、公園と隣接する優位性を活かしたスポーツ・レクリエーション施設としての機能や災害時の活動拠点としての機能の充実が求められている。



1.2 基本計画（素案）策定までの経緯

こうした課題に対応するため市では当該施設の現状と課題を踏まえつつ、施設整備に向けた基本的な考え方の整理を行い、平成28年3月「西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備基本構想」を公表した。その後、パブリックコメントの実施や近隣自治会への説明会などを経て、基本計画の素案策定に至った。

- ・平成28年3月 「西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備基本構想」を公表
- ・平成28年11月～平成29年1月 「西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備基本構想」に対するパブリックコメントの実施
- ・平成29年1月31日 西宮市議会・民生常任委員会より「中央運動公園のパークマネジメントについて」の提言書受領
- ・平成29年12月15日 西宮市議会・民生・建設常任委員会連合審査会へ基本計画の策定状況について報告
- ・平成30年1月31日・2月2日 西宮市議会・民生常任委員会及び建設常任委員会へ基本計画の策定状況について（一部見直し）について報告
- ・平成30年2月14日 西宮市スポーツ推進委員への説明会を実施
- ・平成30年2月19日 一般財団法人西宮市体育協会及び加盟団体への説明会を実施
- ・平成30年3月18日 事業計画地に隣接する自治会への説明会を実施

2 計画条件の整理

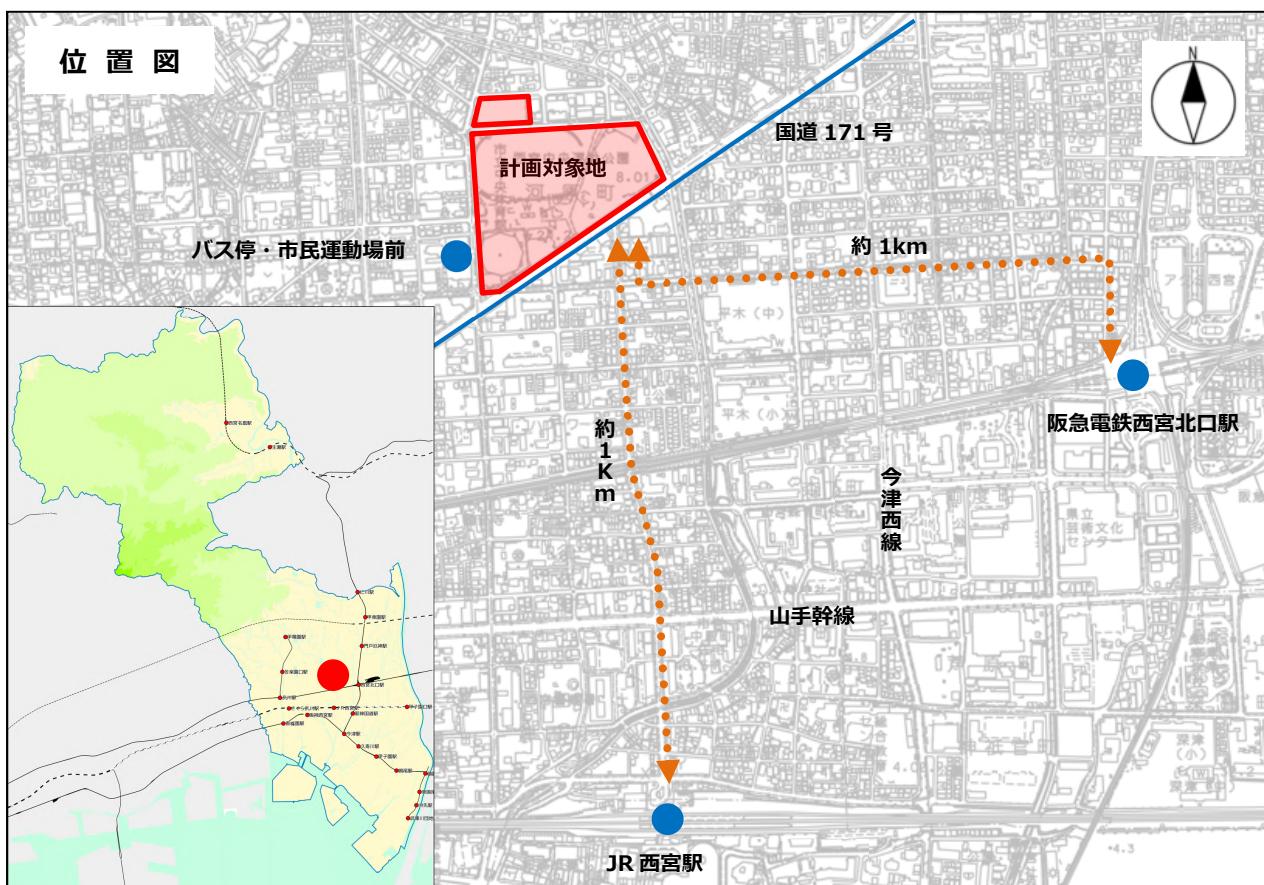
2.1 現況整理

2.1.1 位置・概況

計画対象地は、西宮中央運動公園、中央体育館及び西宮スポーツセンターが設置されている敷地であり、本市南部地域の中心部に位置している。計画対象地の南側には国道171号が接道しており、沿線には飲食店や物販店など商業施設が立地している。その他の周囲は、概ね住宅地となっている。

周辺の公共交通機関として、計画対象地の西側道路にバス停「市民運動場前」があり、またJR西宮駅から約1km、阪急電鉄西宮北口駅から約1kmの距離である。

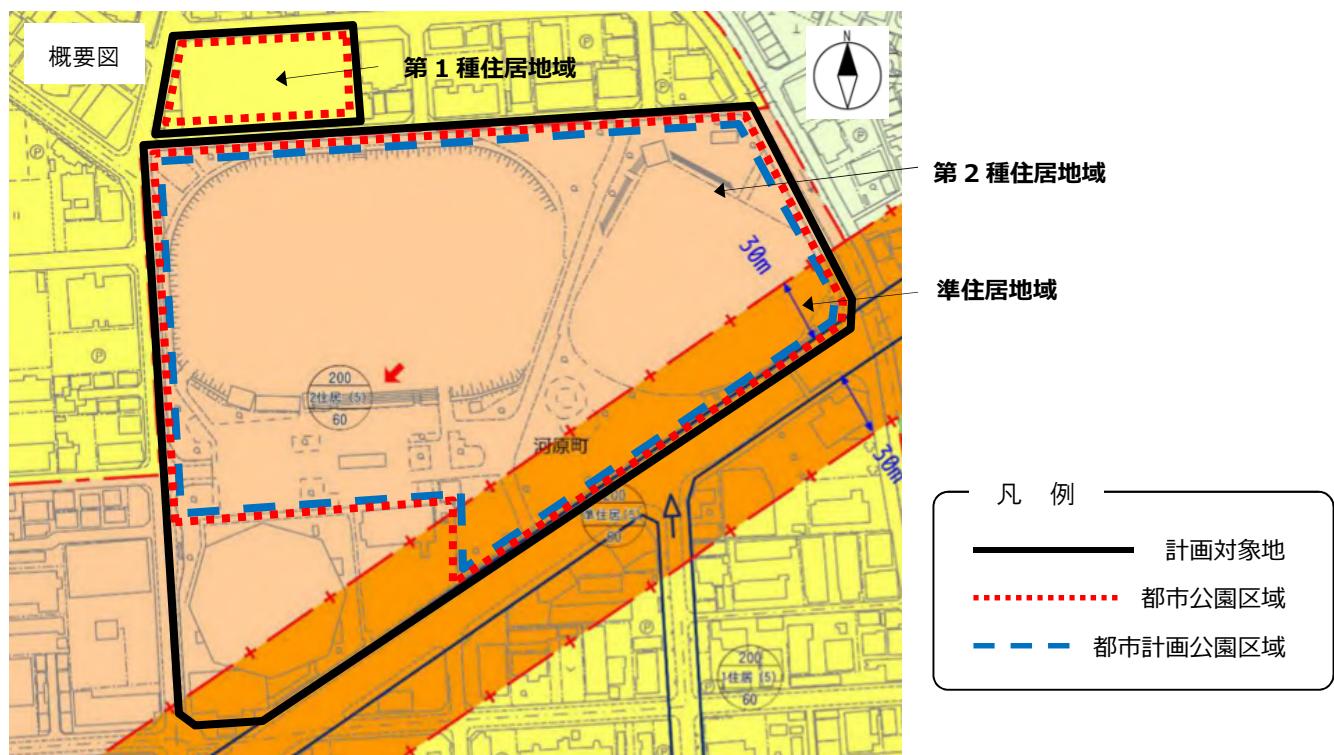
項目	内 容
所在地 (地 番)	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市河原町 3, 3-2, 8, 23, 28-2 西宮市中屋町 29
既存施設	<ul style="list-style-type: none"> 西宮中央運動公園（陸上競技場、テニスコート、多目的グラウンド、遊具広場等） 中央体育館（体育館、武道場） 西宮スポーツセンター 雨水貯留槽（450 m³）



2.1.2 都市計画及び都市公園の現況

計画対象地の用途区域は、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域を含んでいる。また、計画対象地内の、5.2haが都市計画公園「西宮中央運動公園」として都市計画決定されている（当初：昭和21年8月/最終：昭和60年2月）。

都市公園は、都市計画公園区域に第1種住居地域内の敷地を加えた55,118m²を供用している。



※ 本基本計画を受けて、平成30年度中に都市計画公園及び都市公園の区域の変更を予定している。

2.1.3 既存施設の状況

計画対象地の既存施設の概要を、以下に示す。

区分	施設名称	概要
西宮中央運動公園	陸上競技場	第4種公認 400m トラック・球技場、面積約 21,600 m ²
	テニスコート	砂入り人工芝コート5面、面積約 3,800 m ²
	多目的グラウンド	野球利用等、面積約 9,500 m ²
	遊具広場	遊具・砂場・多目的広場、面積約 4,000 m ²
	駐車場（有料）	常設（河原町・中屋町）約 150 台・臨時約 50 台収容
中央体育館	体育館	体育室・会議室等、延床面積約 4,600 m ²
	武道場	剣道場・柔道場・格技場等、延床面積約 1,400 m ²
西宮スポーツセンター		ゴルフ練習場、マシンジム、フィットネスルーム等
雨水貯留槽		450 m ³ （遊具広場に埋設）



中央体育館

陸上競技場

多目的グラウンド

テニスコート



2.1.4 現在の課題と解決のための方向性

●本市スポーツ施設の基幹となる体育館

現中央体育館は老朽化が進んでおり、早急な更新が喫緊の課題である。また、上位計画である「西宮市スポーツ推進計画」においては「将来の人口減少に備え、持続可能な施設整備を基本として、経費の節減を図りながら、市民の利便性を高めるため、長期的な視点に立ったスポーツ施設の整備に取り組む」としている。

そのため再整備をする新体育館は、本市におけるスポーツの中核施設にふさわしい施設となるよう、バリアフリー対応の屋内総合運動施設とし、市民体育大会などの各種スポーツ大会やプロスポーツの公式戦だけではなく、成人式などの各種イベント、団体（市民）利用などにも対応できる施設とする。

●多種目かつ高稼働率に対応した陸上競技場

現陸上競技場においてもスタンドなどの老朽化が進んでおり、早急な更新が喫緊の課題である。

そのため、市内唯一の公設第4種公認陸上競技場として、引き続きその役割を担うとともに、施設利用の多種目かつ高稼働率にみる市民ニーズに対応した施設とする。

●施設利用者の自動車交通への対応

現在の西宮中央運動公園では、駐車場を常設・臨時をあわせて約200台分確保している。終日満車となるのは土・日曜日や祝日に開催される観客の多い大会などの日で、それは年間数日程度である。

再整備においては、日常的な施設利用や既存の大会開催の駐車需要に余裕をもって対応できるよう、事業区域内で、立体・臨時を含めて400台分程度の駐車場整備を行う。また、施設整備に合わせた周辺の渋滞対策として、必要な右折レーンの設置などを行う。

運用面においては、来園者が特に多いと見込まれる大会が体育館と陸上競技場で重複しないよう施設予約の段階から調整を行い来園者の総数を抑制するとともに、そのような大会が開催される時は、鉄道・バスなど公共交通機関の利用促進を図り、駐車場を事前予約・許可制にするなどの工夫も検討する。

●周辺地域浸水対策の必要性

近年計画規模を上回る短時間で局地的な集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、浸水対策が必要となっている。そのため、今回の事業にあわせて雨水流出抑制施設を新設整備することにより、周辺地域の浸水被害を軽減する。

●施設整備に必要な都市計画等の手続き

スポーツ施設と子供の遊び場や多目的広場などの公園施設を一体的に整備するため、現中央体育館・武道場の敷地を都市計画公園に含めるとともに、観覧場を備えた新体育館・新陸上競技場の計画にあわせた、用途規制の変更の手続きが必要となる。また、後述する建築物の施設規模が増大することから、都市公園条例で定めている公園内の建蔽率の上限（12%）についても緩和する必要がある。

●地区公園としての機能

西宮中央運動公園は地区公園に位置付けられ、周辺の市民に休息、遊戯、散歩などのレクリエーションを供する機能が求められる。

計画対象地は周辺に都市公園が少ない地域であるため(※)再整備においては、より充実した子供の遊び場や緑に囲まれた憩いの場を確保する必要がある。

※平成 26 年度に調査した 41 の小学校区別における一人当たりの都市公園・児童遊園等面積では、計画対象地に隣接する大社小学校区は 41 位、平木小学校区は 26 位となっている。

●地域防災拠点及び指定避難所としての機能維持

西宮中央運動公園は地域防災拠点に指定されている。再整備後も引き続きその役割を果たすために、備蓄倉庫やマンホールトイレなどの設備と臨時ヘリポートや駐屯スペースなどの機能を整理する必要がある。また、中央体育館は指定避難所であるため、避難者用の備蓄倉庫の確保や生活排水用の井戸の設置など、求められる機能・設備を用意する。

●整備手法の検討

本計画対象地には体育馆、陸上競技場など複数の公共施設が集積するため、従来方式のような施設単体ごとの整備・管理運営手法では効率性が発揮されにくく、事業コストの増大などにより財政負担が多額に上ることが見込まれる。

そのため、民間事業者の経験やノウハウを活用した事業コストの縮減が期待でき、また民間提案施設と合わせた公園全体の一体的・効率的な整備や運営が可能となる P F I (※1) 手法の B T O (※2) 方式を採用し整備を進める。

※1 P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して P F I 法に基づいて行う手法。

※2 B T O (Build Transfer Operate 設計・建設一譲渡一運営) とは、P F I 手法の一つで、S P C (P F I 事業のための特別目的会社) 等が施設を建設し、施設完成後に公共に所有権を移転した上で、維持管理及び運営を行う方式。

2.2 上位計画の整理

計画対象地の再整備の方向性を一定規定する上位計画は以下のとおりである。

(1) 「スポーツ基本法」 平成 23 年 8 月施行

基本的施策では、国民がスポーツに親しむことができ、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備や利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善などを求めている。また、スポーツ施設の整備については、利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図ることを求めている。

(2) 「第 2 期スポーツ基本計画」 計画期間：平成 29 年度から概ね 5 年

「スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life」をテーマに、スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創るとしている。

(3) 「兵庫県スポーツ推進計画」 計画期間：平成 24 年度～33 年度

平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法に基づき策定された、スポーツ基本計画の方針を踏まえた兵庫県のスポーツ施策に関する基本計画では、重点目標として、「競技力レベルの向上」、「手軽に参加できるスポーツ環境の整備」などを掲げている。

(4) 「第 4 次西宮市総合計画（中間改定）」 平成 26 年度改定 計画期間：平成 21 年度～30 年度

本市の総合計画における基本計画各論「いきがい・つながり」の主な施策展開「スポーツ・レクリエーション施設の充実」において、「市民ニーズを把握し、公民の役割分担を踏まえ、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市内体育施設の整備と適切な維持管理に努めます。新中央体育館と新陸上競技場については、市民要望を的確に捉えて、中核市にふさわしい施設整備の検討を進める」としている。

(5) 「西宮市スポーツ推進計画」 計画期間：平成 26 年度～35 年度

基本方針「スポーツ施設の整備について」の「市民ニーズを反映したスポーツ施設の整備」では、目標として「将来の人口減少に備え、持続可能な施設整備を基本として、経費の節減を図りながら、市民の利便性を高めるため、長期的な視点にたったスポーツ施設の整備に取り組む」としている。

2.3 その他関連計画の位置付け

計画対象地の再整備の検討に際し、留意すべき関連計画などは以下のとおりである。

(1) 「西宮市地域防災計画」 計画期間：昭和 38 年～

西宮中央運動公園は、緊急輸送（ヘリポート）機能、応援部隊集結・活動拠点機能、災害医療活動機能、救援救助物資等の集積・仕分拠点機能、備蓄機能などを担う地域防災拠点に指定されている。

また、中央体育館は上ヶ原地区における避難所に指定されている。さらに、西宮中央運動公園に隣接する国道 171 号は、緊急輸送道路に指定されている。

(2) 「西宮市の都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）」 計画期間：平成 23 年度から概ね 10 年間

市域全体のまちづくりの基本方針として、「緑と水を身近にする」、「環境と共生する」、「地域の個性を活かす」、「都市の魅力を高める」、「安全と安心を守る」、「元気やにぎわいを生み出す」、「地域のチカラを高める」の 7 つの方針を掲げている。

(3) 「西宮市緑の基本計画」 計画期間：平成 14 年度～34 年度

西宮中央運動公園は、本計画の「緑の将来像」において、東川を中心とした緑のネットワークを形成する主要な公園として位置付けられ、本事業箇所は緑化を先導的に推進する「緑化モデル地区」に該当している。

(4) 「西宮市都市景観形成基本計画」 平成 19 年改定（平成元年策定）

西宮中央運動公園と中央体育館は本庁北地区に該当しており、景観テーマとして「自然の水辺と緑をまもり、そだてること」、「山麓部や夙川周辺の緑を活かした住宅地をまもり、つくり、そだてること」、「歴史ある住宅地のおもむきをまもり、そだてること」という取り組み方針を定めている。

(5) 「西宮版総合戦略」 計画期間：平成 27 年度～31 年度

「西宮らしい暮らし」を楽しむまち～ライフスタイル発信都市を基本コンセプトに、「芸術文化・スポーツに触れる機会の促進」や「都市ブランドの発信強化」などが基本目標である。

3 基本方針

3.1 基本的な考え方

本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設、また地域の緑の拠点として再整備を行い、スポーツと緑を通じた豊かなまちづくりに資することを目指す。そのために、市民の誰もが快適で安全にスポーツに親しめ、トップアスリートの試合が観戦でき、また緑の中で子供が遊び、多様な世代が憩い賑わう地域交流の場になる環境を整備する。さらに、地域防災拠点・避難所の機能を総合的に備える施設整備を行う。

西宮中央運動公園の再整備後は、市民体育大会をはじめとする競技大会の充実、生涯にわたりスポーツに親しむことができる事業展開を図る。

3.2 整備基本方針

(1) スポーツ活動や健康づくりの促進につながる運動公園

- ・ 幅広い年齢層、スポーツレベルの人が利用しやすく、安全にスポーツを楽しむことができる機能を備える。
- ・ それぞれの関心やニーズに応じたスポーツや健康に関する情報提供を行い、継続して運動を行うことができる施設整備を目指す。
- ・ 誰もがいつまでも健康で生き生きと暮らしていくよう、年齢、性別、障害の有無に関わらず、それぞれの関心・適性などに応じて、気軽に健康づくり、体力づくりを行える環境を整備する。
- ・ 多様なスポーツ活動を「する」機会を提供し、「する」・「観る」・「支える」スポーツのバランスの取れた利用しやすい運動公園を目指す。

(2) トップレベルのスポーツをはじめとした多様な用途に対応できる総合運動施設

- ・ スポーツ推進の中核的機能を担い、各種競技大会の円滑な運営が可能な公園・運動施設整備を行う。
- ・ 競技スポーツの振興拠点としての役割を担い、競技力の向上に向けた人材の育成を図るため、必要なスポーツ環境の施設整備を行う。
- ・ 「する」スポーツだけでなく、「観る」スポーツを通じて市民にスポーツの素晴らしさや楽しさを体感できる環境を提供するため、観覧席の収容人数が5,000人規模のアリーナを整備する。
- ・ スポーツだけでなく、音楽や文化イベントなど様々な利用に対応できる機能を備える。

(3) 緑豊かなスポーツと文化の交流施設としての公園

- ・ 緑の中で子供が遊び、多くの人が憩える空間を創出し、スポーツをしない人も行きたくなるような魅力がある、賑わいを創出する公園を目指す。
- ・ 子育て世代が安心して子どもを遊ばせることができる、魅力ある公園とする。
- ・ 体育館や陸上競技場などが公園と一体となっている立地を活かし、緑豊かな空間で様々なスポーツが体験できる公園とする。

(4) 誰もが利用しやすく、環境に配慮した公園施設

1) 誰もが利用しやすい施設

- ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすい公園・運動施設の整備を行う。
- 利用者の利便性や施設利用の効率性に配慮しながら運動施設の運営を行う。

2) 環境に優しい施設

- 公共施設として、自然エネルギーの活用などを検討し、環境負荷低減及びランニングコストに配慮した運動施設とする。
- 周辺地域の良好なまちなみ形成に寄与するよう、周囲の景観・環境と調和がとれた施設とする。

(5) 防災機能も総合的に備えた施設

1) 地域防災拠点

災害時の救援・救護、復旧活動などの災害対策活動の拠点となる空地や設備の整備を行う。

2) 災害時の避難施設

周辺地域の指定避難所としての機能を備えた体育館の整備を行う。

(6) 民間活力を活用した区域全体の一体的な整備と管理運営

体育館・陸上競技場・公園が一体となり市民にとって魅力的な空間となるよう、民間のノウハウを生かした一体的な整備・管理運営を行うとともに、経費節減や世代間負担の公平性を考慮した事業手法としてPFI(※1)手法のBTO(※2)方式を選択する。

[再掲]

※1 PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してPFI法に基づいて行う手法。

※2 BTO (Build Transfer Operate 設計・建設－譲渡－運営) とは、PFI手法の一つで、SPC (PFI事業のための特別目的会社) 等が施設を建設し、施設完成後に公共に所有権を移転した上で、維持管理及び運営を行う方式。

4 施設計画

4.1 施設構成の概要

施設		現況	基本計画（素案）
体育館	施設規模	延床面積 約 4,600 m ²	延床面積 約 15,000 m ²
	メインアリーナ	バスケットボール公式 2 面相当 分割（半面）利用可能 固定式ステージ	バスケットボール公式 3 面相当 分割利用可能（間仕切ネット） 得点表示設備 移動式ステージ（収納式）
	スポーツ活動諸室		4 室以上 (軽スポーツ、ダンスなど多目的利用)
	その他諸室	会議室、救護室、更衣室、シャワー室、トイレ、放送室、管理事務室、器具庫 等	救護室、エントランス、更衣・シャワー室、男女トイレ、多目的トイレ、管理事務室、放送室、器具庫、機械室等
	サブアリーナ	なし	バスケットボール公式 1 面相当 分割利用可能（間仕切りネット）
	見学席・観覧席	1,344 席（2 階固定席）	5,000 人以上収容 (固定席・可動席・仮設席・立見席)
	主な用途	団体（市民）利用 各種競技大会 B1 リーグ公式戦（建替前提）	団体（市民）利用 各種競技大会 Bリーグ、Vリーグなどの公式戦 成人式など各種イベント
	避難所機能	指定避難所：890 人収容	指定避難所：約 2,500 人収容
武道場	施設規模	延床面積 約 1,400 m ²	体育館内に設置
	剣道場	剣道場 1 面（冷暖房機器設置）	柔道 2 面、剣道 2 面の公式試合が同時開催可能（1 競技の場合は最大 4 面で公式試合が可能）
	柔道場	柔道場 1 面（冷暖房機器設置）	観客席 200 席以上
	格技室	フローリング（冷暖房機器設置）	分割利用可能
	諸室	指導員室、倉庫、更衣室、シャワー室等	
	主な用途	柔道・剣道など武道各種目、卓球、ヨガ、ダンス、軽スポーツ等	柔道・剣道など武道各種目、ダンス、ヨガ、軽スポーツなど多種目の利用を想定。

施設		現況	基本計画（素案）
陸上競技場	施設規模	敷地面積 約 21,600 m ²	敷地面積は現況と同程度 スタンド建築面積 約 1,000 m ²
	陸上競技場	第4種公認 400m トラック（土質） 8レーン	第4種公認 400m トラック（全天候型） 9レーン
	インフィールド	真砂土（多目的対応）	人工芝（投げ競技対応） 照明設備
	その他	記録室、倉庫、トイレ等	更衣・シャワー室、トイレ、会議室、控室、器具庫等
	見学席・観覧席	ベンチタイプ 約 500 席	屋根付スタンド 1,000 人程度収容 その他観覧スペース
	主な用途	トラック競技等、サッカー、 グラウンド・ゴルフ、ラクロス等	トラック競技等、サッカー、ラグビー、 アメリカンフットボールなど多種目
駐車場 駐輪場	駐車場	常設駐車場：約 100 台 中屋町駐車場：50 台 臨時：約 50 台	駐車場 400 台以上（常設 340 台以上※中屋町 50 台含む、臨時 60 台程度） 大型バス数台程度
	駐輪場	屋外屋根付き	屋外駐輪場：450 台以上
	備考	・観客動員が特に多いと見込まれる大会やイベントが、体育館や陸上競技場等で重複しないように、施設予約時から利用調整を行う。 ・大型イベント開催時は、バス、鉄道などの公共交通機関の利用促進を図る。	
スポーツセンター		ゴルフ練習場 マシンジム フィットネスルーム等	解体（移転先協議中）
多目的グラウンド	施設規模	敷地面積 約 9,500 m ²	解体
	野球場	中堅 105m、両翼 90m	※代替施設として平成 10 年度に甲子園浜野球場整備完了
	見学席・観覧席	約 500 席	
	主な用途	サッカー、ソフトボール、軟式野球等	
テニスコート	施設規模	敷地面積 約 3,800 m ²	現況のまま
	コート	砂入り人工芝コート 5 面	※通常の施設維持管理を継続
	照明設備	夜間照明設備あり	
壁打ちテニスコート		コート半面分 夜間照明設備なし	他の場所での代替設置を含めて検討を行う。
プール		なし	いずれも既に民間で広く提供されており、プールについては整備・維持管理費用が多額になるため公共施設としての整備は困難。民間提案施設として整備される場合を除き、整備対象から除外する。
トレーニングルーム		なし	

施 設		現 況	基本計画（素案）
園路 広場	園路		公園全体の動線に配慮した園路
	植栽		<ul style="list-style-type: none"> ・市花であるサクラや四季を感じることができる植栽 ・周辺の道路からの見通しを確保し、死角をつくらない植栽
	子供の遊び場	約 4,000 m ² 遊具広場、多目的広場	約 4,000 m ² <ul style="list-style-type: none"> ・児童や幼児の遊具を配置した緑豊かな広場 ・ちびっこ広場（0～3歳児用）
	多目的広場		約 2,000 m ²
	ウォーキング・ランニングコース		<ul style="list-style-type: none"> ・ランニングや散策が楽しめる専用園路 ・コース途中に健康遊具を配置
	トイレ	28 m ² （1か所） バリアフリー未対応	約 30 m ² ／箇所 1～2か所程度 男・女・多目的／箇所 ※体育館及び陸上競技場内に、昼間常時利用できるトイレがあれば1か所とする。
	四阿（あずまや）		約 20 m ² ／箇所 1～2か所程度 休憩用
地域防災拠点 避難所		臨時ヘリポート、駐屯スペース、集積配送スペース、避難所（890人収容）	防災備蓄倉庫、臨時ヘリポート、マンホールトイレ、防災スピーカー、井戸、防災サイン等、避難所（約2,500人収容）
雨水貯留施設		遊具広場に埋設（450 m ³ ）	既存雨水貯留槽（450 m ³ ） 新設雨水貯留槽（約3,500 m ³ ）
水路			既存水路の更新を行う。
民間提案施設		なし	民間の提案による収益施設 規模は事業者の提案により変動
周辺道路	駐車場進入口	西側に設置	西側に設置
	道路整備		敷地西側道路に右折レーン設置 歩道と敷地内園路の一体整備による歩行空間の確保

4.2 施設計画

4.2.1 公園ゾーニング計画

下図に示すとおり、公園内の主な機能は、新体育館、新陸上競技場、テニスコート、子供の遊び場、多目的広場、駐車場、防災施設により構成される。

公園再整備にあたっては、導入施設の要件及び車両や歩行者の動線に配慮する必要がある。そのため、以下の点に留意し、誰もが利用しやすい全体配置を検討する。

- ・新体育館は5,000人の観客が来館することを想定し、駐車場及び車両・歩行者動線に配慮した配置とする。
 - ・新陸上競技場は、第4種陸上競技場であるが、全天候型トラックとし、南北軸にあわせた配置とする。また、メインスタンドは西日等を考慮しトラックの西側に配置する。
 - ・大規模な各種スポーツ競技大会やイベント等が円滑に開催できるようオープンスペースなどに配慮した配置とする。
 - ・大会・イベント時の関係者動線や日常の送迎に配慮した、駐車場・施設配置とする。
 - ・国道171号等周辺道路からの、車両・歩行者利用、景観を考慮する。
 - ・周辺地域への影響を抑えた交通計画となるような駐車場配置・機能配置とする。
 - ・子供が安全に遊べる、緑豊かでまとまった空間を配置する。
 - ・エントランス広場は、見通しがよく外部からアクセスしやすい配置とする。
 - ・近隣住民のため現況と同様に公園内を南北に通り抜けられる動線を確保する。
 - ・民間提案施設は、集客性等を考慮し、人の動線に配慮した配置とする。



4. 2. 2 個別施設設計画

(1) 中央体育館



1) メインアリーナ

日常の市民スポーツ利用だけではなく、市民体育大会などの各種スポーツ大会やプロスポーツの公式戦、成人式などの各種イベントを開催することを想定する。

幅広い年齢層やスポーツレベルの人が利用しやすく、安全にスポーツを楽しむことができる機能を備えるとともに、運動利用が可能なスペースを現在の施設より拡大させる。競技エリアは、バスケットボールコート公式3面分とし、間仕切ネットなどによる分割利用を可能とする。

スポーツ目的以外の用途として、成人式や講演会、展示会、音楽会など各種イベントの利用を想定する。

メインアリーナとサブアリーナ、武道場のうち、複数の場所で大会などが同時開催となった場合に備え、動線などに配慮した計画とする。さらに、大会などの準備、災害時・非常時の物資搬出入に配慮し、外部から直接資材等を搬入できる出入口の設置や、大型車両が直接乗り入れ可能な床構造・耐荷重を検討する。

2) メインアリーナ観客席

メインアリーナには、大会・イベント等にも利用しやすいように観客席を配置する。各種スポーツ大会やプロスポーツ公式戦、成人式などの各種イベントの利用を見据え 5,000 人以上の収容を計画する（仮設・立見席含む）。また、競技エリアの有効活用や利用目的に合わせた観客席数に柔軟に対応できるよう可動席を導入する。誰もが利用しやすいよう、車椅子利用者や介助者用観客席（スペース）等にも配慮する。

3) サブアリーナ

メインアリーナでの大会等開催時でも市民の団体利用ができるものとする。そのため、双方の利用者が交錯しない動線計画や音響設備などに配慮する。

競技エリアは、バスケットボールコート公式1面分以上とし、間仕切ネットなどによる分割利用を可能とする。さらに、大会などの準備、災害時・非常時の物資搬出入に配慮し、外部から直接資材等を搬入できる出入口の設置や、大型車両が直接乗り入れ可能な床構造・耐荷重を検討する。

4) 武道場

柔道や剣道など武道による利用のほか、ダンスや軽スポーツなど多目的に利用することを想定する。

競技エリアは、柔道2面分、剣道2面分以上を確保し、いずれも最大で公式4面以上を試合利用できるものとする。また、可動間仕切により1面ごとの分割利用も可能とする。

床は全面木製フローリングとするが、柔道の利用のために可動畳を備える。また、ダンスや軽スポーツ等での利用を想定し、音響設備や壁面鏡（姿見）を設置する。

小規模な大会利用を見据え、利用者動線に配慮しつつ観客席を200席以上（2面に対し最低100席ずつ）確保する。

5) スポーツ活動諸室

大会開催時には、大会運営本部室や休養室、控室、役員室・貴賓室等の用途で利用できるほか、通常時は、会議や研修会、軽スポーツ、ダンス、幼児教室等、多目的に利用できるよう計画する。

ダンスや軽スポーツ等の利用に備え、音響設備や壁面鏡（姿見）の設置を検討する。

合計で4室以上を計画し、最低1室は講義・教室形式で200名以上の利用が可能な規模とする。また、各室は分割利用を想定したパーテーションを設置する。

6) 更衣室

メインアリーナ・サブアリーナや武道場等の規模や位置関係、プロスポーツ公式戦などの利用を考慮し、ロッカー・シャワーブース等を含めて適正な室数、規模を整備する。

また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とし、多目的更衣室兼シャワー室を整備する。

7) ロッカーエリア

個人が本施設で使用する物品（スポーツ用品等）を保管することを想定し、月極等の定期利用（有料）が可能なロッカーエリアを整備する。

8) 救護室（医务室）

救護室は、けが人、急病人の一時的な処置や静養が可能な諸室とする。けが人等の搬送を想定して、外部に車両が寄り付ける空間への動線を考慮する。

また、大会時にはドーピング検査室を兼ねることができる仕様とする。

9) 事務室

全体の室配置や利用者動線などを考慮して、適正な位置に配置する。

また、地域交流やボランティア活動の拠点スペースや受付、従業員更衣室、清掃員控室、休憩室、会議室、倉庫等を設置する。

10) トイレ等

大会・イベント等開催時にも円滑に利用できるよう、適正な配置や規模、数を整備する。また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とする。

各階に最低1ヶ所は多目的トイレ（オストメイト対応、障害者、乳幼児連れの利用に対応）を設置する。

また、おむつ交換台や給湯器付洗面台を有する「授乳室」の設置を検討する。

11) 防災備蓄倉庫

災害時に備えた備蓄品を常時保管するために、200 m²以上の防災備蓄倉庫を体育館内に設置する。

12) その他

エントランスホールやロビーなどに、スポーツに関する資料展示など情報発信スペースを設置する。

(2) 陸上競技場



1) トラック & フィールド

日常の市民スポーツ利用や市民大会等公式戦を行うことを想定する。南北軸に合わせた配置とし、照明設備の設置やインフィールドの人工芝化により、多種目かつ高稼働率に対応した施設として計画する。

また、第4種公認陸上競技場とするため、その規模や規格等については日本陸上競技連盟の基準に準拠し、必要に応じて地区陸上競技連盟と協議を行う。

トラックは、全天候型・9レーンとし、現行の大会がスムーズに運営できるよう整備する。

フィールドは、陸上競技のフィールド種目（跳躍・投げ）に加え、サッカー、アメリカンフットボール、ラグビー等の競技にも対応する人工芝仕様とする。

なお、災害時には地域防災拠点となるため、車両保管スペース（物資保管・荷捌きにも利用）及び臨時ヘリポート等として利用することを想定する。

2) 観客席

陸上競技場には屋根付スタンドを設置し、1,000人程度の観客席を配置する。

誰もが利用しやすいよう、車椅子利用者や介助者用観客席（スペース）等にも配慮した施設とする。

また、比較的大規模な大会利用等を想定して、施設周辺部に観覧スペースを計画する。

3) 多目的室兼会議室

大会利用を想定して、分割利用可能な多目的室兼会議室を整備する。

4) 更衣室

陸上競技大会利用等を想定し、ロッカー・シャワーブース等を含めて適正な室数、規模を整備する。

また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とし、多目的更衣室兼シャワー室を計画する。

5) トイレ

大会・イベント等の開催時にも円滑に利用できるよう、適正な配置、規模、数を整備する。また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した、使いやすく明るい清潔な空間とする。また、多目的トイレ（オストメイト対応、障害者、乳幼児連れの利用に対応）を設置する。

(3) 園路・広場

1) 子供の遊び場

幼児や児童の遊び場として走り回れる遊び場エリアを整備する。様々な遊びに対応できる遊具等の導入を検討し、子供の遊び場内に、乳幼児（3歳未満）が保護者と一緒に遊べる「ちびっこ広場」を設ける。



2) 多目的広場

多目的広場は、オープンスペースとして多様な利用ができる空間とする。また、新体育館や新陸上競技場等における大規模大会・イベント等に備えた臨時駐車場の活用も可能とする。



3) 四阿（あずまや）等の休憩施設

日除けや雨除けのために四阿やパーゴラ等を設け、休憩や憩いのスペースを整備する。

4) トイレ

トイレは公園内の施設を円滑に利用できるよう、規模や位置関係を考慮し、適正な規模、数を整備する。また、障害者や介助者、高齢者、乳幼児連れの人などにも配慮した使いやすく明るい清潔な空間とする。

5) エントランス広場

再整備後の公園の顔となり、休憩などのレクリエーション機能を有し、新中央体育館や新陸上競技場の大会・イベント等にも活用できるオープンスペースを整備する。



6) ウォーキング・ランニングコース

健康・体力づくりの一貫として、公園内をウォーキングやランニング可能な専用コースを整備する。コース周辺には、ウォームアップ・クールダウンのための小広場を設け、健康遊具等を設置する。



7) テニスコート、テニスコート用クラブハウス

既存テニスコート及びテニスコート用クラブハウスは、再整備の対象外とし、既存利用をそのまま維持するものとする。必要に応じて周辺への騒音や光害などをできる限り低減させる工夫を検討する。なお、公園北西に位置する壁打ちテニスコートについては、他の場所での代替設置を含めて検討を行う。



(4) 駐車場・駐輪場

各種の一般的な大会や競技会が開催される際の駐車需要に余裕をもって対応できる台数として 400 台以上を確保する。公園内には、常設で 290 台以上、中屋町駐車場 50 台、臨時駐車場 60 台程度を想定する。また、大会やイベント等に備え、大型バスが数台程度駐車可能なスペースを確保する。

駐輪場は、450 台以上確保する。

(5) 雨水貯留槽

周辺地域の浸水対策として、既存雨水貯留槽に加え、新設雨水貯留槽を 3,500 m³程度整備する。

4.2.3 周辺交通対策

(1) 自動車アクセス

- 施設整備に合わせた周辺の渋滞対策として、駐車場の出入口となる交差点に、駐車場利用のピーク時間帯交通量による交差点設計を行い、必要な右折レーンを設置する。
- 観客動員が多い大会等が開催されるときは、鉄道、バスなどの公共交通機関の利用促進・啓発活動や駐車場の運用の工夫を実施するなどの対策を検討する。

(2) 歩行者・自転車アクセス

- JR西宮駅や阪急西宮北口駅からの主要な歩行者動線となる道路には、円滑に利用者の誘導を図る対策を検討する。
- 災害時の円滑な避難経路の確保と平常時の利便性を考慮し、多方面から出入りできる出入口を確保する。

4.2.4 民間提案施設の想定

本PFI事業の中では、市として必要とする事業ではないものの、PFI事業と相関し、PFI事業者が民間事業として自らの営利を目的として行う事業（以下、民間収益事業という。）を行うことを想定している。

民間提案施設を併設していくことにより、以下の効果が得られると考えられ、事業全体の効果がより高まるものと期待できる。

公　　共　　：	都市公園全体のサービスの向上や賑わいの創出
民間事業者　：	立地の良い公共用地での新たな収益機会の確保というメリット
利　用　者　：	都市公園全体のサービスが向上することによる利便性の向上

民間収益事業は、都市公園であること及び本事業の目的等特性を踏まえ、利用者の利便性を向上させ、かつ、賑わいを創出するような都市公園にふさわしい施設とすることが求められる。その目的に資するよう、下記のような施設を複合的に組み合わせる等して、民間の創意工夫が十分に発揮されるような提案を求める。

【想定施設の例】

- フィットネスクラブ
- カフェ・レストラン
- スポーツクリニック
- コンビニエンスストア 等

※上記はあくまで例示であり、民間事業者の提案を妨げるものではない。

4.3 地域防災拠点

本施設は、災害時に地域防災拠点及び避難所としての活用が見込まれている。主に自衛隊等応援部隊が活動拠点として駐屯する場合を想定し、下表・下図に示すとおり、地域防災拠点と避難所に求められる機能・設備を用意する。

地域防災拠点及び避難所として必要な機能・設備

■地域防災拠点（運動公園）に係る防災機能・設備	■避難所（体育館）に係る防災機能・設備
<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ヘリポート ・駐屯（車両保管、宿泊）スペース ・集積・配送スペース ・資器材・備蓄倉庫 ・マンホールトイレ（応援部隊用） ・水源 ・非常用電源 ・非常用通信（地域イントラ含む） ・非常用照明 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災スピーカー ・備蓄倉庫（避難者用） ・マンホールトイレ（避難者用） ・井戸（生活排水） ・受水槽蛇口 ・地域イントラ ・特設公衆電話 ・避難所標識サイン

【地域防災拠点・避難所の活用イメージ】



4.4 施設整備に必要な都市計画等の手続き

4.4.1 都市計画公園の区域変更

スポーツ施設（体育館・陸上競技場）、公園施設（子供の遊び場、多目的広場など）、地域防災拠点及び避難所としての機能・施設を一体的に再編整備することによって、スポーツ・レクリエーション活動と災害対策活動の拠点としての機能充実を図るため、現体育館・武道場及び西宮スポーツセンターが立地する敷地を公園区域に含める都市計画の手続きを予定している。

【現況】



【変更後】



凡 例

- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域

- 都市計画公園の区域

4.4.2 用途規制の変更

スポーツ活動の拠点としての機能充実を図るため、観覧場を備えた新体育館・新陸上競技場の計画にあわせた、用途規制の変更に関する手続きを予定している。

4.4.3 西宮市都市公園条例における建蔽率の緩和

西宮中央運動公園の再整備事業は、体育館や陸上競技場などを集約した、本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設として再整備を行うものである。本計画において想定する体育館や陸上競技場のスタンドなどの施設規模に加え、別途、公園の賑わいを創出するために民間提案施設の導入も予定しており、現行の西宮市都市公園条例に定められている建蔽率を緩和しなければならないため、関係する条項の改正を行う。

5 管理・運営計画

現中央体育館の稼働率は非常に高く、希望に即した施設利用が提供できない状況が起こっている。現在のスポーツ需要を満たしつつ、公園内にあるスポーツ施設という立地条件を活かし、市民の憩いの場となり、スポーツ人口の拡大につながるよう、積極的な事業展開について検討する。

市民サービスの向上及び経費節減等を図るとともに、運営ノウハウに長けた民間事業者の提案を積極的に取り入れていくため、本市の他のスポーツ施設と同様、指定管理者制度を導入し、民間事業者の意欲を高め管理・運営の質的向上を推奨するため、利用料金制の採用を計画する。

以上を踏まえ、以下の方針に基づき取り組みを行う。

◆方針1：「スポーツ+α」の魅力を創出する中核機能の充実

市民サービスの向上をめざし民間事業者のノウハウを最大限発揮できる仕組みとともに、スポーツ・レクリエーションなどにまつわる全般的な情報を市民へ発信する場となり、市民相互の交流を促しコミュニティが形成され、地域活性化につながる場所とする。

◆方針2：安心・安全かつ快適な施設運営と、多様なスポーツ参加機会の提供

安心・安全かつ快適に利用でき、利用者満足度の高い施設運営を目指とする。

また、子どもからお年寄り、ビジネスパーソン、障害を持つ方々などそれぞれの関心やニーズに応じ、スポーツや健康づくりを行うきっかけを提供していき、運動習慣の定着につながる仕組みを構築する。

◆方針3：緑豊かで魅力ある公園環境の提供

緑があふれる多様な公園空間を創出するとともに、子どもたちが自由に遊ぶことができ、健康増進なども気軽にを行うことができる魅力ある公園づくりを行う。

◆方針4：災害発生時の機能強化

避難所と地域防災拠点としての機能を最大限に発揮できる環境を整備する。

◆方針5：管理運営コストの低減を目指した運営

多様な利用者ニーズに応えていきながら利用者間のバランスを図り、使いやすく、高いサービス水準を維持しつつ、あらゆるコストの低減を図り将来にわたって持続可能な運営の実現を目指す。

6 事業スケジュール（案）

本事業はPFI手法を想定しており事業スケジュール（案）は以下のとおりである。

なお、下記事業スケジュールはあくまで想定であり、PFI事業者による提案によりⅠ期～Ⅲ期の内容・期間は変更となる場合がある。

内容	スケジュール（予定）	
実施方針及び要求水準書（案）の公表	2018年12月	
特定事業の選定	2019年5月	
入札公告	2019年7月	
入札・提案書の受付	2019年11月	
事業契約締結	2020年12月	
Ⅰ期	基本設計・詳細設計期間	2020年12月～2022年7月
	既存多目的グラウンド解体期間	2022年7月～2022年9月
	新体育館建設期間	2022年10月～2025年3月
	新体育館の維持管理・運用	2025年4月～
Ⅱ期	既存体育館・武道場・陸上競技場・スポーツセンター解体期間	2025年4月～2025年9月
Ⅲ期	新陸上競技場建設期間	2025年10月～2026年12月
	雨水貯留槽整備（導水渠除く）	2025年9月～2026年5月
	公園施設・外構整備	2027年1月～2027年6月
	公園全体の維持管理・運用	2027年7月～
指定管理（施設の維持管理・運用）期間	2025年4月～2044年3月末	

7 概算事業費

7.1 概算総事業費の整理

本事業における概算総事業費は下表のとおりである。

なお、この概算総事業費は運動施設や公園施設に加え、事業計画地周辺の浸水対策や大規模災害発生時の地域防災拠点・避難所としての機能についても見込んでいる。

概算総事業費（消費税10%含む）

整備項目	概算事業費	交付金	起債	一般財源	() 内はPFI割賦
体育館	約89億円	約36億円	約45億円	約8億円	(約8億円)
陸上競技場	約17億円	—	約13億円	約4億円	(約4億円)
園路・広場	約14億円	—	約10億円	約4億円	(約3.5億円)
防災施設	約1億円	—	約0.7億円	約0.3億円	(約0億円)
雨水貯留槽等	約10億円	—	約10億円	—	—
既存解体費	約6億円	—	約4億円	約2億円	(約2億円)
初年度調弁費	約4億円	—	—	約4億円	(約4億円)
設計費	約4億円	—	約2億円	約2億円	(約1.9億円)
工事監理費	約2億円	—	約1.4億円	約0.6億円	(約0.5億円)
概算総事業費	約147億円	約36億円	約86.1億円	約24.9億円	(約23.9億円)

※財源内訳については、現時点の想定である。

7.2 事業費の償還

単年度の財政負担を軽減させる他に、世代間の公平性を考慮する意味でも起債の償還やPFI事業におけるSPC（特別目的会社）への割賦返済により、長期に渡って平準化された金額を支払うこととする。

総合計画	起債額の償還	PFI 割賦返済	計	合計
第5次（2019年度～）	約7億円	約6億円	約13億円	約110億円
第6次（2029年度～）	約33億円	約12億円	約45億円	
第7次（2039年度～）	約33億円	約8億円	約41億円	
第8次（2049年度～）	約11億円	0円	約11億円	

- ※ 起債は25年償還（据置3年）、利率0.5%を想定
- ※ PFI割賦返済は20年償還、利率1.0%を想定
- ※ PFI事業期間は、2044年までを想定したシミュレーション
- ※ 雨水貯留槽は企業会計から拠出されるため、上記試算からは除外